



都市計画道路の見直しとは

平成25年5月23日

鳥取県 生活環境部 景観まちづくり課

1) 都市計画道路見直しの経緯

H21.3 「鳥取県都市計画道路見直し方針」

「ガイドライン」の作成

見直しを進めるガイドラインの公表

H22～24 都市計画道路網の見直しによる
「新たな道路網(案)」

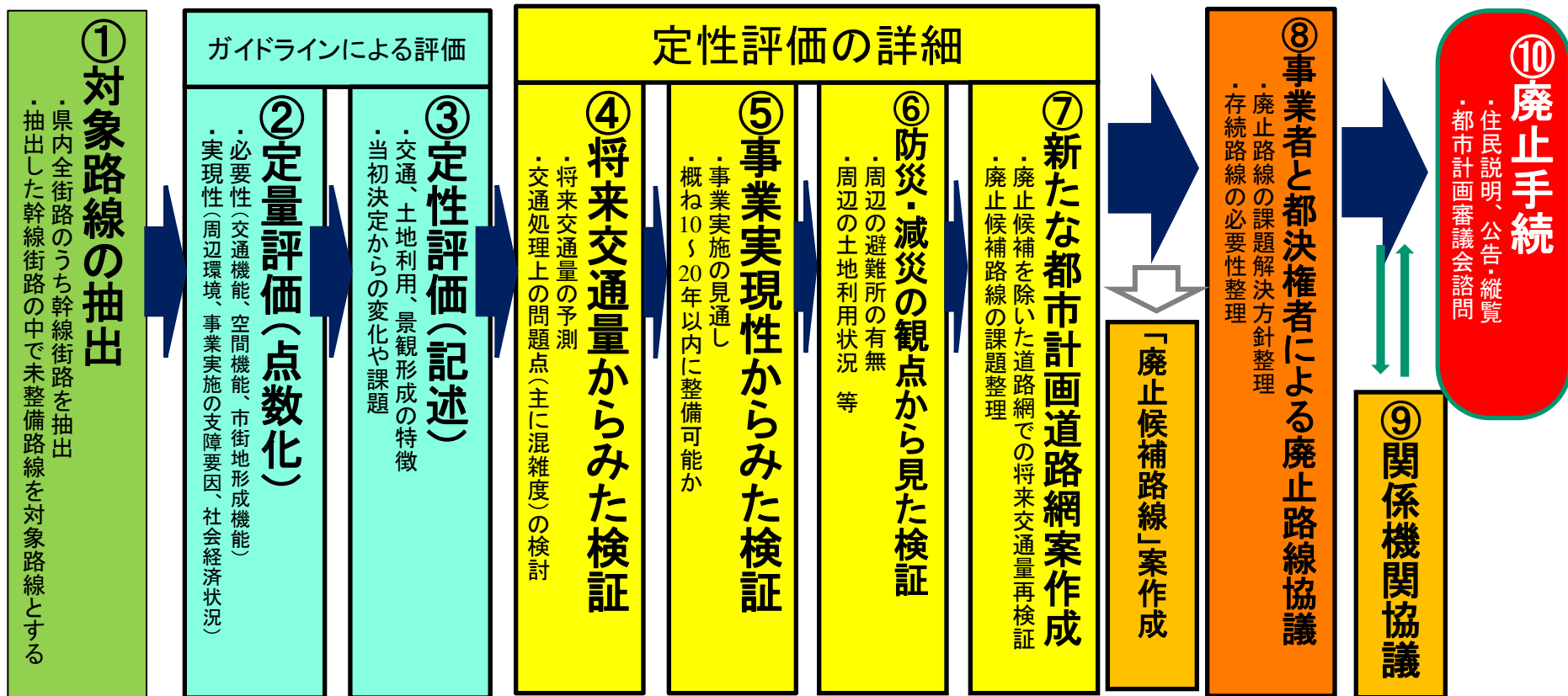
「東部地区」、
「西部地区」
は検討済み

事業者及び都市計画決定権者による見直しの判断

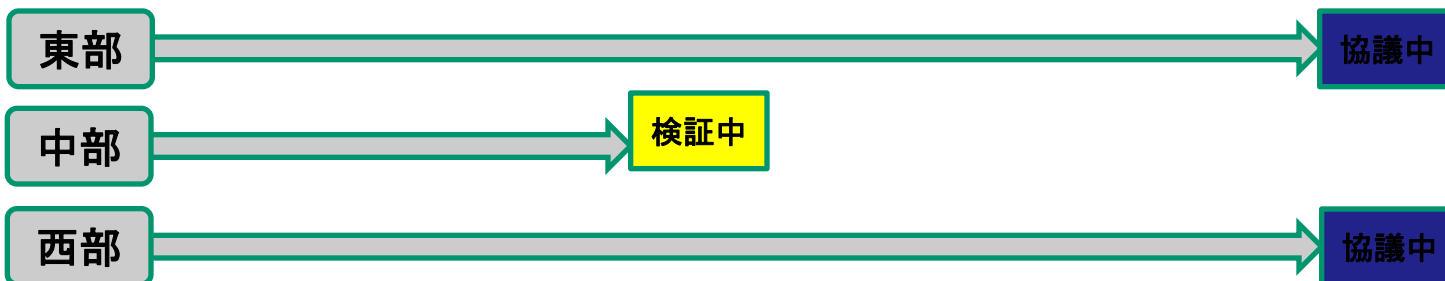
都市計画道路網の見直し「新たな道路網」
及び 今後の都市計画の変更手続きについて

都市計画の変更手続き
(各事業主体毎での都決の変更を行う)

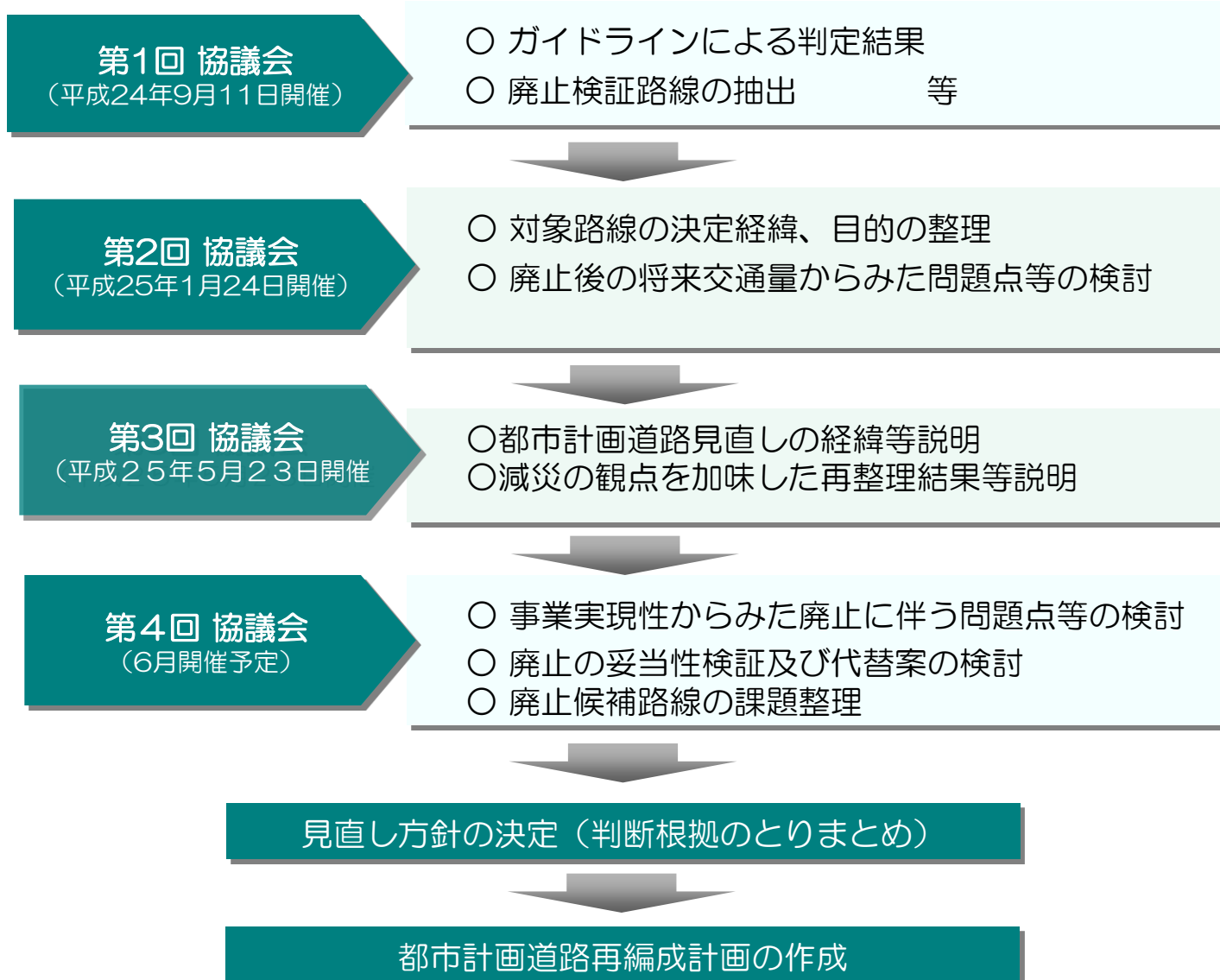
2) 都市計画道路見直し作業フロー



H25年5月現在の進ちよく

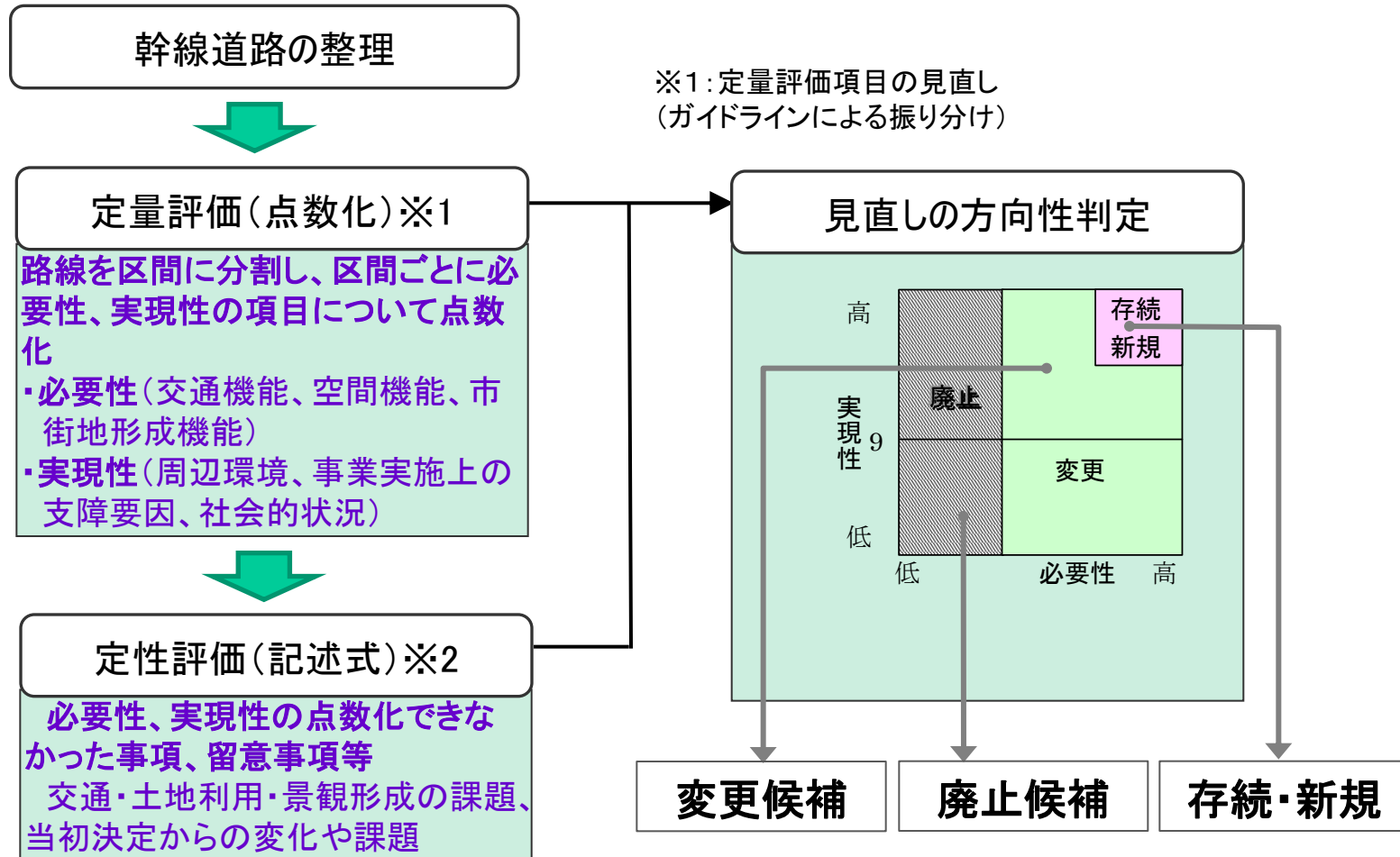


3) 検討の流れ



4) 鳥取県都市計画道路見直しのガイドラインの概要

評価の流れ



※2: ガイドラインで振り分けられなかったものを評価(本協議会で、定性評価の確認を行う)

5) 減災の観点を加味した再整理

東日本大震災での状況を踏まえ、減災と言う観点での評価も必要となることから、定量・定性評価の再整理を行った。

【従前の考え方】

- 定量評価：都市防災機能
 - 評価 C-2 避難・救援機能…避難路として位置付けのみ評価
 - 評価 C-3 災害防止機能 …幅員 15m以上で延焼遮断効果を評価
- 定性評価
 - 将来交通量・実現性のみ

減災の観点を新たに追加
 定量評価（判断基準の見直し）
 定性評価（防災・減災の観点を追加）

〔 考え方：①人命最優先
 ②被害を最小限にする 〕

【減災の観点を考慮した見直し】

- 定量評価：都市防災機能
 - 評価 C-2 避難・救援機能…避難路としての位置付け+被害想定地区（DID 地区等）に該当するかどうか
 - 評価 C-3 災害防止機能 …幅員 15m→12mに見直し（避難最優先）
 +避難人口が多い市街化区域を判断根拠とする
- 定性評価：将来交通量・実現性+防災・減災の評価を追加
 - …地域防災計画に指定されている避難所へ避難可能か
 避難所へ逃げられない場合、それに代わる機能を有する空地等があるか
 を判断材料として評価

6) 今後の作業及び協議

《廃止にあたっての基本的な判定》

都市計画道路の廃止候補に関する基本的な判定は、以下とおり行う。

○定量評価

○定性評価 ①当初決定からの変化や課題

②将来交通量の視点

③事業実現性の視点

④防災・減災の視点(新たに追加)



今回の作業で【廃止候補路線】案を作成

《廃止にあたっての課題事項》

本検証において「廃止」と判定しなかった路線についても廃止にあたっての課題事項等を区間毎に個別票にて整理し、道路管理者に判断材料を提供する。

9月以降の作業は以下のとおり予定

《廃止の最終判断》

廃止の最終決定は、上記による判定結果を踏まえ各区間の道路管理者と協議の上、都市計画決定者が判断する。

7) 今後のスケジュール（予定）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12
定量・定性評価による 廃止候補路線案作成	■								
公表に向けた内部調整 (県・市町)				■					
県常任委員会報告 (廃止候補路線提示)							●		
廃止路線の検討 地元説明 等							→		

- ・ 減災の観点を考慮した再整理を踏まえ、第3回の打合せを6月上旬に予定しています。
- ・ 第3回の打合せ後、最終的な成果品を作成します。（6月末を予定）
- ・ 成果品を元に、廃止候補路線の公表について、各事業者内で内部調整を行っていただき、県の常任委員会に報告を予定しています。（10月中旬を予定）
- ・ 県の常任委員会報告後、個別具体の廃止路線の決定、地元説明等を予定